

# 宇和島市中小企業・小規模事業者等 振興計画

令和 7 年 4 月

宇和島市

## 1. 目的

本計画は、平成30年4月1日に施行された「宇和島市中小企業・小規模事業者等振興基本条例（以下「条例」という。）」の規定に基づき、本市の中小企業・小規模事業者等の自主的な努力を基本に、市、商工団体、金融機関、教育機関等が一体となって、中小企業・小規模事業者等の振興を図るため、条例第3条の基本方針及び第4条の中小企業・小規模事業者等振興施策の大綱に沿った具体的な施策を総合的に推進することを目的に策定する。

## 2. 位置づけ

本計画は、条例第7条第2項の規定に基づき、中小企業・小規模事業者等の振興を図るための具体的な施策を示すものである。

また、中小企業・小規模事業者等の振興は、「第2次宇和島市総合計画」及び「第2期まち・ひと・しごと創生宇和島市総合戦略」、「創業支援等事業計画」に位置付けられた関連施策とも整合性を保ちながら取り組みを進めるものである。

## 3. 施策の大綱

条例第4条に規定されている大綱については、以下のとおり実施するものとする。

項目	内容	主な施策
(1) 中小企業・ 小規模事業 者等の経営 基盤の強化 を支援する 施策	中小企業・小規模事業者等の資 金・設備・技術・人材など経営基 盤の充実及び経営の改善が図ら れるよう、事業活動全般の支援 等を行う。	<ul style="list-style-type: none"><li>● 宇和島市中小企業資金融資制度</li><li>● 宇和島市小規模事業者経営改善 資金利子補給制度</li><li>● 宇和島市中小企業者等応援事業 (産業財産権取得事業、BCP・事 業承継計画策定事業)</li><li>● 宇和島市中核企業等支援事業</li><li>● 宇和島市企業競争力強化支援事 業</li></ul>
(2) 中小企業・ 小規模事業 者等の財務 の安定を支 援する施策	中小企業・小規模事業者等の財 務の安定化が図られるよう、資 金調達及び金利等負担の支援等 を行う。	<ul style="list-style-type: none"><li>● 宇和島市中小企業資金融資制度 (再掲)</li><li>● 宇和島市小規模事業者経営改善 資金利子補給制度 (再掲)</li></ul>

(3) 中小企業・ 小規模事業 者等の新分 野や新規市 場への展開 等を支援す る施策	中小企業・小規模事業者等のビ ジネスに新たな展開が図られる よう、新分野進出、販路開拓の支 援等を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 宇和島市中小企業者等応援事業 (販路開拓事業、販売力強化事 業)</li> </ul>
(4) 中小企業・ 小規模事業 者等の技術 およびサー ビスの向上 を支援する 施策	中小企業・小規模事業者等の技 術及びサービスの向上が図られ るよう、新技術及び新サービス 創出や既存事業ブラッシュアップ の支援等を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 宇和島市中小企業者等応援事業 (デザイン企画製作事業、省力 化推進事業)</li> </ul>
(5) 中小企業・ 小規模事業 者等の人材 育成及び確 保を支援す る施策	中小企業・小規模事業者等の人 材育成及び確保が図られるよ う、従業員の職業技能取得支援 や人材採用の支援等を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 宇和島市中小企業者等応援事業 (人材育成事業、大学新卒者人 材確保事業、プロフェッショナル 人材確保事業、BCP・事業承継 計画策定事業（再掲）、外国人材 確保事業)</li> </ul>
(6) 創業及び新 事業創出、 事業承継を 支援する施 策	起業者による創業及び中小企 業・小規模事業者等の新事業創 出、事業承継が図られるよう、創 業ノウハウ習得、創業資金調達 及び新事業展開、事業承継の支 援等を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 宇和島市中小企業者等応援事業 (新規創業事業、BCP・事業承継 計画策定事業（再掲）)</li> <li>● 創業支援等事業計画に基づく各 種支援（ワンストップ創業相談 窓口等）</li> <li>● 創業・就業支援事業（創業セミナ ー）</li> </ul>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 事業承継相談会</li> </ul>
(7) 商工団体の 活動を支援 する施策	中小企業・小規模事業者等の連 帶および共同活動が図られるよ う、中小企業・小規模事業者等が 組織する商工団体等の活動の支 援等を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 商工会議所補助金</li> <li>● 商工会補助金</li> <li>● 地域商業活性化事業</li> <li>● 商店街出店者支援事業</li> <li>● 地域食文化発信事業</li> </ul>

#### 4. 推進体制

大綱に基づき実施する施策を確実に実行し、より効果的な内容とするため、計画の推進体制を以下のとおり位置づける。

##### (1) 「宇和島市中小企業・小規模事業者等支援会議」の開催

宇和島市、宇和島商工会議所、吉田三間商工会、津島町商工会で構成する「宇和島市中小企業・小規模事業者等支援会議」を毎年度開催し、本計画の事業の推進を行うとともに、進行状況と到達度等の検証を実施する。

また、必要に応じて、市や関係機関への指導・助言、あるいは提言を行うものとし、会議の開催にあたっては、関係機関の情報交換や情報の一元化、各機関の連携を確認する。

##### (2) 計画の見直しと評価

本計画は事業の推進状況をその都度評価して、5年をめどに見直しを行うものとする。

計画の見直しについては、日本経済の急激な変動、県内・市内の中小企業・小規模事業者等業界において大きな変化が起こり、または変化が予想される場合は、柔軟に修正を行うものとする。